

豊中市避難所運営ガイドライン（別冊）

「新型コロナウイルス感染症対策を中心に」

豊 中 市

0. はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、災害はいつ発生するかわかりません。避難所への避難により新型コロナウイルス感染症が拡大することを防ぐため、各避難所で感染症対策に取り組む必要があります。

この豊中市避難所運営ガイドライン（別冊）は、コロナ禍における避難所開設・運営に関する事項を記載しています。

1. 避難所の開設等

（1）避難所の開設

①地震の場合

○震度6弱以上

全ての避難所を開設します。

○震度6弱未満

豊中市災害対策本部が開設する避難所を決定し、開設を指示します。

②風水害（被害が予想される場合を含む）の場合

○フェーズ1（豊中市風水害対策本部を設置したとき）

- ・ 共同利用施設（管理人不在の施設を除く）
- ・ 全小学校
- ・ 土砂災害のおそれがある場合に開設する中学校（第三中、第九中、第十四中）

○フェーズ2（豊中市災害対策本部を設置したとき）

- ・ 共同利用施設（管理人不在の施設を除く）
- ・ 全小学校
- ・ 全中学校

※河川氾濫等が予想され大規模な避難が見込まれるときには、これら以外の施設を開設する場合があります。この場合には、市の対策本部の指示に基づき必要な施設を開設することになります。

（2）避難所の閉鎖

①地震の場合

豊中市災害対策本部が決定し、閉鎖を指示します。

②風水害の場合

豊中市風水害対策本部又は豊中市災害対策本部が決定し、閉鎖を指示します。

2. 避難所開設要員

（1）地震の場合

- ・ 小・中学校については、あらかじめ指定している避難所開設要員が開設します。避難所開設要員は、原則として、1施設2名の配置です。
- ・ 他の施設については、担当部局が開設し、運営にあたります。

（2）風水害（被害が予想される場合を含む）の場合

- ・小・中学校については、市の各部局に割り当てを行い、各部局が担当する避難所を開設します。各部局が担当する避難所要員は、原則として、1施設2名～3名を配置します。
- ・他の施設については、担当部局が開設し、運営にあたります。

3. 避難所の運用（感染症対策を中心に）

（1）小・中学校の場合

①準備

- ・校門（体育館への車いすの導線が確保できる入口）及び体育館を開錠します。
- ・体育館入口に受付を設置します（長机・椅子）。
- ・受付に避難者用の注意書き（ポスター）を掲示します。
- ・受付にマスク、手指消毒液、「避難者受付チェックシート」、筆記具及び非接触型体温計を用意します。
- ・体育館内に、コンバックス（メジャー）とマスキングテープを使って、避難者の滞在スペースを明示します。
※別紙の「体育館用避難所配置レイアウト」を参照。
- ・体育館は、雨が吹き込まない限り、開口部を開放し、出来る限り風通しを良くします。
- ・校舎の多目的教室等内にも、避難者の滞在スペースを明示し、入口に手指消毒液を設置します。
※別紙のレイアウトを参照。

②受付

- ・受付時、職員はマスクとフェイスシールドを着用します。
- ・避難者には、手指消毒液で手指消毒をお願いします。
- ・避難者には、避難所滞在中はマスクの着用をお願いします（マスクを持参されていない場合は配布用のマスクを渡してください）。
- ・非接触型体温計で体温を計測する。
- ・避難者には、「避難者受付チェックシート」を記入いただきます。
※クラスターの発生に備えて、住所、氏名、連絡先等を記入いただく。
※あわせて熱症状の有無等（ある）を確認します。

③案内

- ・熱症状の有無等がある方（「避難者受付チェックシート」の質問項目にチェックがある方）である場合は、体育館には入れず、校舎の多目的教室等へ案内します。
※同伴者がいる場合は、同伴者も多目的室等に案内する。
- ・熱症状の有無等がある方以外である場合は、体育館に入っただき、①の準備で明示した滞在スペースへ案内します。
- ・避難者用トイレは、体育館避難者は体育館のトイレを、多目的教室等避難者は多目的教室等に近い指定したトイレを使用するよう説明する。

④避難所の閉鎖

- ・避難所の閉鎖の連絡があったときは、施設に滞在者がいないことを確認し、マスキングテー

プ、受付のポスター等を外し、元の状態に戻します。

- 持参した施設消毒用アルコール剤を使用し、ドアノブ、手すり、トイレの便座、水道の蛇口、避難者が座った場所など、避難者が触れたと考えられる場所の消毒を行います。
- 開錠した施設を施錠します。

⑤避難所の対応の原則

- 風水害時の自主的避難、又は、避難指示等発令時の避難の場合は、命を守るための緊急一時的な退避であるため、食糧、水、毛布等の配布、パーテーションや段ボールベッド、簡易テントやベッド等の配置は行いません。
- 地震又は風水害により、市内で被害が発生し、自宅の損壊や、余震等により自宅が損壊する恐れがあるため自宅に戻ることができず、当面の間、避難所で生活する必要がある場合は、該当者に対して食糧、水、毛布等を配布し、必要に応じてパーテーションや段ボールベッド、簡易テントやベッド等の配置を行います。ただし、学校施設を使用する必要があるときは、他の避難所に移っていただくことになります。
- ペットを連れての同行避難は、動物が苦手な人や、動物に対してアレルギーを持っている人もいる避難所では、ペットの鳴き声や皮膚などの飛散、におい等への配慮も必要となることから、軒下など体育館の外のスペースに繋いでいただくか飼育かごに入れていただくなどの対応を行います。

(2) その他の施設の場合

①準備

- 入口に受付を設置します。
- 受付に避難者用の注意書き（ポスター）を掲示します。
- 受付にマスク、手指消毒液、「避難者受付チェックシート」、筆記具を用意します。
- 施設内の避難者受け入れ場所として、少なくとも2部屋用意します。1部屋は、一般の避難者の受け入れ用に出来るだけ面積の大きい部屋とし、また、別の1部屋は、熱症状等がある方用に充てるものとします。
- 避難者受け入れ部屋は、雨が吹き込まない限り、窓を開放し、出来る限り風通しを良くします。

②受付

- 受付時、従事者はマスクとフェイスシールドを着用します。
- 避難者には、手指消毒液で手指消毒をお願いします。
- 避難者には、避難所滞在中はマスクの着用をお願いします（マスクを持参されていない場合は配布用のマスクを渡します）。
- 避難者には、「避難者受付チェックシート」を記入いただきます。
※クラスターの発生に備えて、住所、氏名、連絡先等を記入いただく。
※あわせて熱症状の有無等（ある）を確認する。

③案内

- 熱症状等がある方（「避難者受付チェックシート」の質問項目にチェックがある方）である場合は、熱症状等がある方用の部屋へ案内します。部屋内では、家族ごとに2m以上離れて滞在

するよう協力を求めます。

※同伴者がいる場合は、同伴者も同じ部屋に案内します。

- 熱症状等がある方以外である場合は、一般の避難者用の部屋を案内する。部屋内では、家族ごとに2m以上離れて滞在するよう協力を求めます。
- トイレは、施設内に2か所ある場合は、一般の避難者用と熱症状等がある方とは、それぞれ別のトイレを使用するよう案内します。

④避難所の閉鎖

- 避難所の閉鎖の連絡があったときは、施設に滞在者がいないことを確認し、受付のポスター等を外し、元の状態に戻します。
- 施設消毒用アルコール剤を使用し、ドアノブ、手すり、トイレの便座、水道の蛇口、避難者が座った場所など、避難者が触れたと考えられる場所の消毒を行います。
- 開錠した施設を施錠します。

⑤避難所の対応の原則

- 風水害時の自主的避難、又は、避難指示等発令時の避難の場合は、命を守るための緊急一時的な退避であるため、食糧、水、毛布等の配布、パーテーションや段ボールベッド、簡易テントやベッド等の配置は行いません。
- 地震又は風水害により、市内で被害が発生し、自宅の損壊や、余震等により自宅が損壊する恐れがあるため自宅に戻ることができず、当面の間、避難所で生活する必要がある場合は、該当者に対して食糧、水、毛布等を配布し、必要に応じてパーテーションや段ボールベッド、簡易テントやベッド等の配置を行います。
- ペットを連れての同行避難は、動物が苦手な人や、動物に対してアレルギーを持っている人もいる避難所では、ペットの鳴き声や皮膚などの飛散、におい等への配慮も必要となることから、軒下など室外のスペースに繋いでいただくか飼育かごに入れていただくなどの対応を行います。

4. 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者への対応

(1) 自宅療養者（新型コロナウイルス陽性者）

①基本的な考え方

○個々の自宅療養者のハザードリスクについて危機管理課と市保健所が共有します。

- 地震 →感染防止対策を施した上で近くの空き地・公園へ（密集していない場所へ）
→自宅が損壊していない場合は自宅へ
→自宅が損壊している場合は専用避難施設へ
- 洪水 →自宅が床上浸水の想定区域になっている自宅療養者については、大雨の予想に伴い予め専用避難施設へ事前避難
- 土砂 →自宅が土砂災害のエリアに入っている場合は、予め自宅療養を避ける

○水害リスク等に鑑み、立退き避難が必要でない場合は自宅に滞在するよう説明するとともに、立退き避難が必要な場合には専用避難施設に避難するよう事前に説明しています。

②専用避難施設

○指定病院、府の新型コロナ宿泊療養施設又は指定した市有施設

- ・府との調整、搬送が必要な場合は市保健所が対応します。
- ・避難所の運営及び避難者への対応は市保健所が実施します。

(2) 濃厚接触者（新型コロナ陽性者と接触がありPCR検査は陰性であった者）

①基本的な考え方

自宅療養者（新型コロナウイルス陽性者）と同じです。

②専用避難施設

- ・搬送が必要な場合は市保健所が対応します。
- ・避難所の運営及び避難者への対応は市保健所が実施します。

5. 参考資料

(1) 避難者受付チェックシート	P.7
(2) 避難者用の注意書き（ポスター）	P.8
(3) 「体育館用避難所配置レイアウト」	P.9

避難者受付チェックシート

避難所名： _____

記入日	年 月 日	氏 名	
住 所			
電 話			
質問項目			
<input type="checkbox"/>	風邪の症状や発熱がある		
<input type="checkbox"/>	強いたるさ（倦怠感）や息苦しさがあ		
<input type="checkbox"/>	激しい咳症状がある		
<input type="checkbox"/>	味覚・嗅覚に異常がある		
<input type="checkbox"/>	直近2週間以内で海外の渡航歴がある		
その他			
年齢			
性別			
入所日時			
退所日時			

- 上記の何れかに該当する場合は、すぐに避難所職員に申し出てください。
- 氏名等の個人情報、この避難所で万一感染症が発生した場合に、豊中市保健所が連絡をとるために使用するものであり、他の目的で使用することはありません。

避難所に滞在する際にお守りいただきたいこと

- 入館するときは、必ず避難者受付チェックシートを記入し、職員に渡して
してください。
- 熱症状のある方は、別の場所を用意しています。職員に申し出てくださ
い。
- 入館するときは、手指消毒液で手指を消毒してください。
- 滞在中は、マスクの着用をお願いします。
- 大声をさけ、静かに過ごしていただきますようお願いいたします。
- 密集をさけるため、ご家族ごとに1～2メートル距離をとってください。
- 施設の換気にご協力ください。
- トイレは、指定されたトイレを使用してください。また、できるだけ清潔
に使用し、使用後は手洗いの徹底をお願いします。
- ごみは、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- 他の業務にも多くの職員が従事しており、限られた職員で避難所を運営
しております。避難所の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

豊中市

避難所レイアウト（体育館の場合）

